

主眼事項	着眼点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】 1 基本的事項	(1) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否
	(2) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否
	※経過措置 (0.1%上乘せ分)	適・否
2 介護医療院における短期入所療養介護費 (1) 介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型介護医療院短期入所療養介護費及び特別介護医療院短期入所療養介護	介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	適・否
	※厚生労働大臣が定める施設基準 施設基準・十四のヨ～ネを参照。 ※厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 平成12年厚生省告示第29号の二のハ(1)(2)を参照。 ※厚生労働大臣が定める基準 施設基準・十五を参照。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項																		
<ul style="list-style-type: none"> 医療系サービスについては、全国統一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられることから、割引は想定されていない。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 介護給付費算定に関し、県への届出事項について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出られた基準に応じて給付費が審査される。 施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護医療院について行われていれば短期入所療養介護については行う必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 短期入所療養介護計画 ○ 診療録その他の記録 ○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第41条第4項 法第53条第2項</p> <p>報酬告示の一 報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p> <p>解釈 第2の3(6-1) ①イ</p> <p>改正告示 附則第12条</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p>																		
<ul style="list-style-type: none"> 介護医療院短期入所療養介護費の人員基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>看護職員</th> <th>介護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I (I)</td> <td>6：1以上</td> <td>4：1以上</td> </tr> <tr> <td>I (II)</td> <td rowspan="2">（うち看護師が2割以上）</td> <td>4：1以上</td> </tr> <tr> <td>I (III)</td> <td>5：1以上</td> </tr> <tr> <td>II (I)</td> <td rowspan="3">6：1以上</td> <td>4：1以上</td> </tr> <tr> <td>II (II)</td> <td>5：1以上</td> </tr> <tr> <td>II (III)</td> <td>6：1以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 入所者数等：当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入所者 ※ 入所者等数は当該療養棟の前年度の平均入所者数 ※ 職員数は常勤換算方法を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> 所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的に取扱う。 		看護職員	介護職員	I (I)	6：1以上	4：1以上	I (II)	（うち看護師が2割以上）	4：1以上	I (III)	5：1以上	II (I)	6：1以上	4：1以上	II (II)	5：1以上	II (III)	6：1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 免許証 など 	<p>報酬告示 別表の9のホの注1</p> <p>解釈 第2の3(6-1) の①イ</p>	<p>施設基準：厚生労働大臣が定める施設基準（平27.3.23厚生労働大臣告示第96号）</p>
	看護職員	介護職員																			
I (I)	6：1以上	4：1以上																			
I (II)	（うち看護師が2割以上）	4：1以上																			
I (III)		5：1以上																			
II (I)	6：1以上	4：1以上																			
II (II)		5：1以上																			
II (III)		6：1以上																			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が、定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところ（平成12年厚生省告示第27号の四の二）により減算しているか。	定員超過 有・無 職員の欠員 有・無
(2) 特定介護医療院短期入所療養介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・十四のナ）に適合するものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。	適・否
	利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が定員超過利用・人員基準欠如に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところ（平成12年厚生省告示第27号の四の二）により算定しているか。	適・否
(3) ユニットにおける職員に係る減算	ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	適・否
(4) 療養環境減算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 (一) 療養環境減算（Ⅰ） 25単位 (二) 療養環境減算（Ⅱ） 25単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 医師、薬剤師、看護職員及び介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定すること。 短期入所療養介護を行う療養棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満である場合は、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費の（Ⅲ）、Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費の（Ⅱ）、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定すること。 		<p>解釈 第2の3(6-1) ①口</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める利用者（利用者等告示・二十四） 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの 利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。 医師、薬剤師、看護職員及び介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定すること。 		<p>報酬告示 別表の9のホの注2</p> <p>解釈 第2の3(8)</p>	<p>利用者等告示 ：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働大臣告示第94号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・十六） イ. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 		<p>報酬告示 別表の9のホの注3</p> <p>解釈準用 第2の5(4)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・十九の三） イ 療養環境減算（Ⅰ） 療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1.8メートル未満であること。（両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2.7メートル未満であること。） ロ 療養環境減算（Ⅱ） 療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8未満であること。 		<p>報酬告示 別表の9のホの注4</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(5) 夜間勤務等看護加算	<p>介護医療院における短期入所療養介護費（特定介護医療院短期入所療養介護を除く。）について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 夜間勤務等看護（Ⅰ） 23単位 ロ 夜間勤務等看護（Ⅱ） 14単位 ハ 夜間勤務等看護（Ⅲ） 14単位 ニ 夜間勤務等看護（Ⅳ） 7単位</p>	適 ・ 否
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>介護医療院における短期入所療養介護費（特定介護医療院短期入所療養介護を除く。）について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否
(7) 緊急短期入所受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める利用者（利用者等告示・二十五） 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者</p>	適 ・ 否
(8) 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、以下の区分により所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>①特定病院療養病床短期入所療養介護費以外 120単位 ②特定病院療養病床短期入所療養介護費の場合 60単位</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 算定に係る届出については、本体施設である介護医療院について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要はない。 ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 平成12年厚生省告示第29号の二八(3)を参照 		<p>報酬告示 別表の9の木の注5</p> <p>解釈 第2の3(6-1) ①ニ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所療養介護の利用を開始した場合に算定できる。 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。 		<p>報酬告示 別表の9の木の注6</p> <p>解釈準用 (第2の2(13) ②)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない事情により、介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員により、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても算定できる。 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。 利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難になったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算の算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。 		<p>報酬告示 別表の9の木の注7</p> <p>解釈 第2の3(11)②</p> <p>解釈 第2の3(11)③</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・十八) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 		<p>報酬告示 別表の9の木の注8</p> <p>解釈準用 (第2の2(14))</p>	<p>大臣基準告示 : 厚生労働大臣が定める基準(平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(9) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
(10) 連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護医療院における短期入所療養介護費を算定していないか。	適 ・ 否
(11) 算定の相互関係	特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、特別診療費を算定していないか。	適 ・ 否
(12) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を加算しているか。 イ. 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ. 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ. 食事の提供が、定員超過利用・人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く）に該当していない指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	加算の有無 有 ・ 無 適 ・ 否
(13) 緊急時施設療養費	利用者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむ得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定しているか。 イ. 緊急時治療管理 518単位 ① 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定しているか。 ② 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定しているか。 ロ. 特定治療 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定すること。 	○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控)	報酬告示 別表の9のホの注9	
		報酬告示 別表の9のホの注12	
		報酬告示 別表の9のホの注13	
<ul style="list-style-type: none"> ※厚生労働大臣が定める療養食（利用者等告示・二十七） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食 当該加算は、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める療養食が提供された場合に算定する。 療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別は問わない。 	○療養食献立表	報酬告示 別表の9のホの(8)の注 解釈準用 (第2の2(16) ①②)	
<ul style="list-style-type: none"> ※ 厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療⇒平成27年厚生労働省告示第94号の二十八を参照。 		報酬告示 別表の9のホの(9)イ 報酬告示 別表の9のホの(9)ロ	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(14) 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・三の二）</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(I)</p> <p>① 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから、介護を必要とする認知症の対象者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(II)</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める者（利用者等告示・二十八の二） 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。 届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>④ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>※認知症介護実践リーダー研修：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する研修</p> <p>※認知症介護指導者研修：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する研修</p> <p>⑥ 併設事業所及び介護老人保健施設の空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び介護老人保健施設の空</p>		報酬告示 別表の9のホの(10)の注 解釈準用 (第2の2(19) ①～⑥)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>(15) 重度認知症疾患療養体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して、指定短期入所療養介護事業所を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)</p> <p>(一)要介護1又は要介護2 140単位</p> <p>(二)要介護3, 要介護4又は要介護5 40単位</p> <p>(2) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</p> <p>(一)要介護1又は要介護2 200単位</p> <p>(二)要介護3, 要介護4又は要介護5 100単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準・二十一の三）</p> <p>イ 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者及び入所者（入所者等）の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、入所者等の数を4で除した数（1に満たないときは、1とし、端数は切り上げる）から入所者等の数を6で除した数（端数は切り上げる）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。</p> <p>(2) 専任の精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ1名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対しサービスを提供していること。</p> <p>(3) 入所者等が全て認知症の者であり、届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>床を利用して介護老人保健施設を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所療養介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の④又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</p> <p>イ 当該加算については、施設単位で体制等について届け出ること。</p> <p>ロ 「入所者等が全て認知症の者」とあるのは、入所者等が全て認知症と確定診断されていることをいう。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMSEにおいて23点以下の者又はHDS-Rにおいて20点以下の者を含むものとする。認知症の確定診断を行った結果、認知症でないことが明らかになった場合には、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。</p> <p>ハ 届出を行った日の属する月の前3月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の割合について</p> <p>(式) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 届出を行った日の属する月の前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb以上に該当する者の延入所者数</p> <p>(ii) 届出を行った日の属する月の前3月における認知症の者の延入所者数</p> <p>ニ 届出を行った日の属する月の前3月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合について</p> <p>(式) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 届出を行った日の属する月の前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数</p> <p>(ii) 届出を行った日の属する月の前3月における認知症の者の延入所者数</p>		<p>報酬告示 別表の9のホ の(11)の注</p> <p>解釈 第2の3(6-1) ⑧</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(4) 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週4回以上行う体制が確保されていること。</p> <p>(5) 届出の前3月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。</p> <p>ロ 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>(2) 専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対しサービスを提供していること。</p> <p>(3) 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有していること。</p> <p>(4) 入所者等が全て認知症の者であり、届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上であること。</p> <p>(5) イ(4)及び(5)に該当するものであること。</p>	
(16) 特別診療費	<p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）に定める単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。</p>	適 ・ 否
(17) サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ホ 生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、生活機能回復訓練室については、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。</p> <p>ヘ 医師が診察を行う体制については、連携する近隣の精神科病院に勤務する医師が当該介護医療院を週4回以上訪問し、入所者等の状況を把握するとともに、必要な入所者等に対し診察を行っていること。</p> <p>老人性認知症疾患療養病棟の全部又は一部を転換し開設した介護医療院にあつては、当該介護医療院の精神科医師又は神経内科医師が入所者等の状況を把握するとともに、必要な入所者等に対し診察を週4回以上行うことで差し支えない。なお、その場合であっても、近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制が確保されている必要がある。</p>			
<p>・ 特別診療費の算定に関しては、平成30年4月25日付老老発0425第2号「特別診療費の算定に関する留意事項について」を参照のこと。</p>	○ 医療保険での届出(控)等	報酬告示 別表の9のホの(12)の注	
<p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・四十)</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ・ 次のいずれにも適合すること。 (一) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定短期入所療養介護を行う療養病棟に係る病棟(療養病棟)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>(二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		報酬告示 別表の9のホの(13)の注 解釈 第2の3(15)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>(18) 介護職員処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数及び各加算の1000分の26に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数及び各加算の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数及び各加算の1000分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十一を参照。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ・ 次のいずれにも適合すること。 (一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ・ 次のいずれにも適合すること。 (一) 次のいずれかに適合すること。 a 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 b 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 c 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>・ 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 ・ 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 ・ 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。</p> <p>(経過措置) 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算の届出を行っている施設であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○ 介護職員処遇改善計画書 ○ 実績報告書 ○ 研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の9の木の(14)の注 解釈準用 (第2の2(22))</p> <p>改正告示 附則第2条</p>	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数及び各加算の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数及び各加算の1000分の11に相当する単位数</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十一の二を参照。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		<p>報酬告示 別表の9のホ の(15)の注</p> <p>解釈準用 (第2の2(23))</p>	